

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

○公の施設における指定管理者の指定(六〇四・子育て支援課).....	1
○平成二十年秋田県歯科技工士試験の実施(六〇五・医務薬事課).....	1
○道路区域の変更及び供用開始(六〇六・六〇八・道路課).....	1
○道路の供用開始(六〇七・道路課).....	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(六〇九・秋田地域振興局建設部).....	3
公 告	
○土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可(山本地域振興局農林部).....	3
○土地改良区の役員の届出(仙北地域振興局農林部).....	3
○土地改良区の役員の届出(雄勝地域振興局農林部).....	3
○選挙管理委員会告示	
○個人演説会を開催することができる施設の名称等の変更(一三三).....	3

告 示

秋田県告示第六百四号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県児童会館の指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 指定管理者の住所及び名称
秋田市寺内大小路二番三十八号

特定非営利活動法人あきた子どもネット
指定の期間
平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

秋田県告示第六百五号

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、次のとおり平成二十年歯科技工士試験を実施するので、歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

- (一) 日時
(1) 学説試験 平成二十年二月十四日(木) 午前九時から午後四時まで
(2) 実地試験 平成二十年二月十五日(金) 午前九時から午後三時三十分まで
- (二) 場所
(1) 学説試験 ルポールルみずほ(秋田市山王四丁目二番十二号)

- (2) 実地試験 秋田県歯科医療専門学校(秋田市山王二丁目七番四十四号)

二 試験科目

- (一) 学説試験
歯科理工学 歯の解剖学 顎口腔機能学 有床義歯技工学 歯冠修復技工学 矯正歯科技工学 小児歯科技工学 関係法規
- (二) 実地試験
歯科技工実技

三 受験資格

- (一) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- (二) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- (三) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (四) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が「一から三までに掲げる者」と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

四 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験願書

- (二) 履歴書
- (三) 受験資格を有することを証する書類
- (四) 写真(出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影した縦九・五センチメートル、横六・五センチメートルのもの)
- (五) 受験願書用紙の交付

五 期間

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年一月四日(金)から同月十五日(火)まで

六 場所

健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)
郵送で交付を求めるとは、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、八十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 受験願書の受付

- (一) 期間
平成二十年一月四日(金)から同月十五日(火)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所
健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)
郵送の場合は、封筒の表に「歯科技工士試験受験」と朱書きすること。

七 受験手数料

- (一) 額
三万六千円
- (二) 納付方法
受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成二十年三月七日(金)に県庁正面公告板に合格者の受験番号を掲示する。

九 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課(電話番号 〇一八―八六〇―一四一)

秋田県告示第六百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道										道路の種類
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	旧新別
百七号	百七号	百七号	百七号	百七号	百七号	百七号	百七号	百七号	百七号	路線名
										区 間
										敷地の幅員(メートル)
										延長(キロメートル)

二 供用開始の期日 平成十九年十二月二十八日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年十二月二十八日から平成二十年一月十六日まで

秋田県告示第六百七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年十二月二十八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	本荘西目線	由利本荘市万願寺一番三地内

一 供用開始の区間
 二 供用開始の期日 平成十九年十二月二十八日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年十二月二十八日から平成二十年一月十六日まで

秋田県告示第六百八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十九年十二月二十八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧		比内森古線	北秋田市森吉字深渡家ノ上一六番二から字碎淵二一九番まで	一〇・〇〇〇〜四一・〇〇〇	〇・七五〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県 道	新	比内森吉線	B	A
			北秋田市森吉字深渡家ノ上一六番二から字碎淵一・二九番まで	北秋田市森吉字深渡家ノ上一六番二から字碎淵一・二九番まで
			北秋田市森吉字深渡家ノ上一六番二から字碎淵一・二九番まで	一〇・〇〇〇〇四一・〇〇〇
				〇・七五〇
			一三・〇〇〇〇五〇・五〇	〇・五五九

二 供用開始の期日 平成十九年十二月二十八日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年十二月二十八日から平成二十年一月十六日まで

秋田県告示第六百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋田都市計画道路事業 三・四・三一号明田外旭川線
- 三 事業施行期間 平成十七年六月二十八日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - (一) 収用の部分 変更なし
 - (二) 使用の部分 変更なし

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、三種町鶴川土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成十九年十二月七日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大仙市協和土地改良区から次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十二月二十八日

退任理事の住所及び氏名 秋田県知事 寺田典城
 大仙市協和下淀川字逢田七十四番地 加藤 弥

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十二月二十八日

退任理事の住所及び氏名 秋田県知事 寺田典城
 湯沢市深堀字深堀四十五番地の二 菅 善一郎

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百三十三号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設について名称等に変更があった旨、大館市選挙管理委員会から報告があったので、告示する。

平成十九年十二月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

変更後

施設の名称	施設の所在地	変更年月日
大館市有浦児童会館	大館市有浦四丁目六番四十三号	平成十九年十一月一日

変更前

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
大館市有浦児童会館	大館市有浦四丁目九番三十九号	昭和六十二年四月十六日

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄